

平成 13 年度・プロジェクト形成調査
「国別重点分野に対する取り組み方針
策定に係る基礎調査
(タイ財政・金融分野)」報告書

平成 14 年 3 月

国際協力事業団

目 次

調査の概要

1. タイ国の社会経済状況のレビュー	1
2. 財政金融分野の現状と問題点、タイ国政府の開発計画、開発ポテンシャル	3
2 - 1 財政分野の現状と問題点	3
2 - 2 金融分野の現状と問題点	6
2 - 3 タイ国政府の開発計画のレビュー	9
2 - 4 開発ポテンシャルの抽出	10
3. 財政金融分野における日本の協力状況、他ドナーの援助動向の把握	12
3 - 1 日本の協力状況	12
3 - 2 他ドナーの援助動向	15
4. 財政分野における開発課題別 JICA の協力の方向性	20
4 - 1 開発課題	20
4 - 2 財政分野に対する JICA の協力の方向性	20
5. 金融分野における開発課題別 JICA の協力の方向性	24
5 - 1 開発課題	24
5 - 2 金融分野に対する JICA の協力の方向性	25
6. 財政金融分野の協力プログラムの概要	30
参考文献・資料	32

調査の概要

1. 調査の目的

(1) 国別重点分野に対する JICA の取り組み方針策定に係る基礎調査の目的

本調査の目的は、国別事業実施計画のなかで重点と位置づけられている分野について、現状、問題点、開発ポテンシャルを分析し、同分野に対する JICA の協力の方向性を明確にすることである。

1999 年度から開始した国別事業実施計画の策定作業については、今後、内容の充実を図ることが必要となっている。特に、投入できる予算・リソースの制約もあり、援助重点分野のセクター分析・情報収集をより効率的・効果的に行ったうえで援助重点分野、開発課題、協力プログラム、プロジェクトへの順序で開発課題の絞り込み・案件形成をより論理的に行う必要性が認識されていた。

しかし、ODA 予算が減少傾向にある状況下、限られた事業予算を有効活用するためには、重点分野のなかで高い効果をあげると判断される開発課題に支援を行うことが望ましく、援助重点分野における開発課題を整理・検討したうえで、協力プログラム・プロジェクトの見直し、案件形成等を行う必要がある。

かかる認識の下に、援助重点分野における支援・事業実施の方向性の検討に資するセクター分析・情報収集等の基礎的な調査を行うこととした。

(2) タイ国・財政金融調査の目的

タイ国財政・金融について、これまでの我が国及び他ドナーの協力をレビューし、問題点を抽出するとともに、今後 JICA として取り組むべき方針作成のための基礎資料を取りまとめる。

具体的担当事項は次のとおりとする。

対象国の社会経済状況のレビュー

重点分野の現状と問題点の把握、相手国政府の開発計画のレビュー、開発ポテンシャルの抽出

対象分野における我が国の協力状況、他ドナーの援助動向の把握

対象分野に対する JICA の協力の方向性の明確化

重点分野における開発課題の設定

各開発課題の下に実施されるべき協力プログラム概要の作成

(3) 本報告書活用上の留意点

本調査の結果は、平成 14 年度国別事業実施計画の作成とともに、援助重点分野における案

件形成に活用されることとなる。

なお、本件調査は、国内作業のみであることから、既存資料等のレビューに基づきタイ国の財政金融セクターの開発課題を整理することができたものの、タイ国政府による取り組み状況等について最新の情報を確認することは困難であった。ゆえに、本報告書の協力プログラム案の位置づけは、あくまでもそれらの制約のうえに検討された暫定的なものであり、当該分野における支援・事業実施の方向性及び案件形成の検討に資する参考資料としてのみ用いるべきものとする。

2. 調査担当者

(株)日本開発サービス 木幡 幸弘

3. 調査期間

平成 14 年 2 月 18 日 ~ 3 月 29 日(国内期間 40 日、「インドネシア財政金融」調査期間を含む)

1. タイ国の社会経済状況のレビュー

タイ王国(以下、「タイ国」と記す)は、1988年から1995年にかけて毎年8%を超える経済成長率を達成したが、経常収支は1990年代を通じ赤字であった。これは貿易収支と投資所得収支の赤字をサービス収支と経常移転収支の黒字で補えないという構造からきていた。経常収支の赤字は1990年代前半には70億ドル前後で推移していたが、輸出の伸び悩みに伴って1995年には136億ドル、1996年には147億ドルを計上するなど急激に増加した。一方、タイバーツの対米ドルレートは年平均で1993年25.32バーツ、1994年25.15バーツ、1995年24.92バーツ、1996年25.34バーツと常に25バーツ程度で推移してきた。そこで、特に1995年から経常収支が大幅に悪化したにもかかわらず、1ドル当たり25バーツ前後を維持するとなるとバーツが割高となる。そこで、割高な通貨は売り浴びせるといふ国際ヘッジファンドのバーツ売りの攻撃を受けることとなった。この結果、バーツは1997年7月に実質的変動相場制移行を余儀なくされ、1996年末の25.61バーツから1997年末には47.25バーツへと85%も下落した。これが発端となり、タイ国は通貨・金融危機に見舞われ、未曾有の景気後退に直面することとなった¹。

タイ国政府は、IMF、日本等国际社会の支援を得て、IMFとの合意に基づく財政金融引締め及び民営化等、経済再建を進めた。その結果、為替レートの安定、経常収支の黒字等一定の改善は見られたものの、実態経済は悪化を続け、1998年度の経済成長率はマイナス10.8%に落ち込み、失業者の増大、貧困者等への社会的影響が懸念された。これに対し、タイ国政府はIMFとも協議のうえ3回にわたり景気刺激策を打ち出し、景気の下支えを行うとともに、民間債務リストラ等により不良債権処理に努めた。1999年に入り、タイ国経済は好調な輸出、財政支出等に支えられ、回復基調に入った。1999年5月に47.7%とピークとなった不良債権比率(商業銀行の融資残高に対する不良債権の比率)は徐々に低下し、2000年末時点で17.9%になった。2001年度(2000年10月～2001年9月)は、輸出が先進国のIT関連製品の需要減退の影響を受けて減少したこと、観光客数が米国同時多発テロ以降減少したこと等の影響から、1.2%程度の成長にとどまった模様である。なお、金融機関の不良債権比率は、2001年9月には12.8%まで低下した。

¹ 世界経済情報サービス[2000, p35]から引用。

表 1 - 1 タイ国の主要経済社会指標

	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
GDP成長率(%)	-1.4	-10.8	4.2	4.4	1.2(予測)
為替レート(バーツ/米ドル)	31.36	41.36	37.81	40.11	44.90
CPIインフレ率(%)	7.7	4.3	0.7	1.3	3.0
経常収支(十億ドル)	-3.2	14.3	12.5	9.2	5.2
対外債務(十億ドル)	109.3	105.1	95.6	80.2	70.1
(対GDP比)(%)	72.3	93.9	78.4	65.8	60.2
公的債務(十億ドル)	85.2	74.0	59.6	46.4	39.7
民間債務(十億ドル)	24.1	31.1	36.0	33.8	30.3
輸出(十億ドル)	56.7	52.9	56.8	67.9	67.2
輸入(十億ドル)	61.3	40.6	47.5	62.4	65.9
財政収支(十億ドル)	-0.9	-2.4	-3.6	-3.0	-3.6
不良債権比率(%)	-	-	44.8	22.7	12.8

(出所) Bank of Thailand Home Page[2002]、Economist Intelligence Unit[2001, p5]、原資料は Bank of Thailand, Monthly Bulletin; IMF International Financial Statistics、アジア経済研究所ホームページ[2002]から作成

2. 財政金融分野の現状と問題点、タイ国政府の開発計画、開発ポテンシャル

2 - 1 財政分野の現状と問題点

(1) 歳入

1996年以前、歳出は、インフラ整備(地方の道路建設、住宅供給、教育関連)と公務員給与の引き上げ(官民の給与格差に伴う人材の流出を防止)などにより増大したが、1992年の付加価値税の導入(7%その後10%)及び急速な経済成長のため財政収支は黒字であった²。

1997年の通貨危機発生後、当初IMFとの合意事項として緊縮的な財政運営(付加価値税の10%への引き上げ及び財政支出の1,000億バーツ(25億ドル)の削減等)がなされたが、経済成長率の急激な落ち込みに伴う社会的影響に対処するため景気刺激策に転じ、財政支出を拡大した。1999年中は2次にわたる景気対策が実施された³。

1999年3月にはソーシャルセーフティネットの強化を目的とした総額530億バーツ(GDP比1%)規模の追加的支出に加え、付加価値税の10%から7%への引き下げ等の減税措置、公共料金の一時的引き下げ等が実施された。また、8月には資本財関税の引き下げや企業向け支援基金の設立を含む950億バーツ規模の景気拡大策がとられた⁴。

これらの施策の結果、1997年以降財政収支は赤字となっている。

表2 - 1 1999年度国家歳入内訳

歳入	十億バーツ	%
税収	632.6	88.7
直接税	205.0	28.7
所得税	91.9	
法人税	101.9	
石油所得税(注)	11.1	
間接税	427.6	60.0
輸入関税	73.4	
付加価値税	157.7	
物品税	168.0	
印紙税	15.0	
その他	13.6	1.9
国営企業利益・配当	37.8	5.3
その他歳入	42.6	6.0
歳入合計	713.0	100.0
歳出合計	833.0	
財政収支	120.0	

(出所) Economist Intelligence Unit[2000, p21]、原資料はBank of Thailand, Time Series Databank

(注) 石油事業者(タイ国政府から許可された石油鉱区の持分を有する企業又は鉱区保有者から輸出用に石油を購入する企業)の利益に課税するもの。税率は、純益の50%⁵。

² 大蔵省財政金融研究所[1998, pp438, 439]から引用。

³ Economist Intelligence Unit[2000, pp20,21]から引用。

⁴ 経済企画庁調査局[2000, p211]から引用。

⁵ 監査法人トーマツ[2000, p107]から引用。

経済危機の結果として、税金の滞納が著しく増加した。1996年末時点の滞納額は350億バーツ(GDP比約0.7%)であったが、1999年8月には940億バーツ(GDP比約2%)に増大した。タイ国政府は、この事態を重視し、歳入局(Revenue Department headquarters)内に滞納税金管理部門(debt collection management division)を設けて、滞納税金削減3年計画、各税務署の徴税目標の設定及びモニタリングを実施している⁶。

徴税制度は改善の余地が大きいものと考えられるが、日本国税庁定員5万7,100人⁷に対し、タイ国の税務署職員数は約4,000人であり、人員の不足も目立っている。

発展途上国は、平均して国民の担税能力が低いことは事実であるが、一般論として国民はみんな警察、学校、道路など社会インフラを利用しているのであるから、徴集できるところからは広く薄く税金を集める体制づくりが求められよう。

次に、税金の種別構成をみってみる。以下の表は、所得・消費・資産課税等の割合を国際比較したものである。タイ国は、国税のみであるが、他国は国税と地方税の合計である(タイ国の地方税は土地家屋税、看板税、土地開発税などの数税目で、1996年度の地方収入のわずか8%を占めたにすぎず無視し得る額である)。

表2-2 各国の税種別構成

(単位：%)

国名	所得課税	消費課税	資産課税
米 国	64.9	21.2	13.9
日 本	52.1	30.4	17.5
ドイ ツ	49.3	46.6	4.0
英 国	46.7	40.3	13.1
タ イ	32.4	67.6	0

(出所) Economist Intelligence Unit[2000, p21]、財務省ホームページ[2001]から作成

タイ国の資産課税としては地方税の土地開発税と土地家屋税があるのみで、税収に占める割合は微々たるものである。タイ国では相続税、贈与税といった資産課税が導入されていない。多くの先進国では相続税、贈与税が導入されているが、米国では共和党は、生前収入に課税されたうえでの死後の相続税は不公平ではないかと伝統的に考えており、これをブッシュ大統領は10年後に廃止するという。

タイ国の税制の特徴としては、間接税の割合が高いことである。これは、直接税より間接税の徴税事務の方が簡便であるためと考えられる。また、直接税のなかでは、法人税の割合

⁶ World Bank [2000, p30]から引用。

⁷ 財務省ホームページ[2001]から引用。

が大きく、所得税の割合が小さい。そして、資産課税がほとんどないことである。これらは、いずれもタイ国における所得格差の是正を妨げているものと考えられる。税収の増大は、タイ国大蔵省の最重要課題の一つであり、課税の公平と所得格差の是正を図りつつ、歳入の増大に努める必要がある⁸。

(2) 歳 出

表 2 - 3 1999 年度国家歳出内訳

	十億バーツ	%
(歳 入)		
歳入合計	713.0	
(歳 出)		
経常支出	605.5	68.3
資本支出	227.5	31.7
歳出合計	833.0	100.0
財政収支	120.0	

(出所) Economist Intelligence Unit[2000, p21], 原資料は Bank of Thailand, Time Series Databank

歳出は、財政収支が赤字であるため、今後のインフラ投資等の資本支出の量的拡大には限界がある。効率向上がますます重要な課題となっている。また、歳出については透明性に欠けるとの内外からの批判がある。例えば、歳出のなかに総理府所管の予算(Central Budget)という項目があるが、これは緊急事態に首相の裁量で速やかに拠出できる予備費である。1996 年度は予算の 9.5% を占めていた。しかしながら、Central Budget が寺院の補修など緊急性に乏しい出費に充てられたこともあると伝えられている。また、国庫剰余金も予算とは別枠で緊急時の支出や国内・対外債務の繰り上げ、償還及び為替リスクをヘッジするための外貨購入などに充当されることがあり、その場合には国会への事後報告が義務づけられている。これらの仕組みは、機動的な財政運営に資する反面、財政の浪費を促す危険性もある⁹。

(3) 社会保険制度

社会保険制度については歴史が浅く、1990 年社会保険法により導入された。現在、従業員を 10 名以上雇用する事業所は、社会保険法に基づく社会保険への加入が義務づけられている。当該保険給付は、疾病、障害、死亡、出産、児童福祉、老齢をカバーしている。雇用主

⁸ 大蔵省財政金融研究所[1998, p443]から引用。

⁹ 大蔵省財政金融研究所[1998, pp429,430]から引用。

並びに被保険者は、支払い給与のそれぞれ2.5%を各々負担する必要がある。当該制度は外国人にも適用される。加入者は徐々に増加しているが(1997年7月時点:8万8,632事業所、607万人)、財源の確保や制度面の整備など取り組むべき課題は多い¹⁰。

タイ国においては間接金融の比重が高く、資本市場がその分未発達である。資本市場の発達は企業部門の資金調達が多様化を意味し、経済発展にも貢献すると考えられる。資本市場が未発達である要因の一つの条件として、国内の機関投資家の不在がある。現在、株式市場を育成するにあたり国内機関投資家の不在を外資金融機関の投資で補うという姿勢の下にある。いかなる金融市場にとっても安定性と安全性は必要不可欠である。そのために年金基金等の機関投資家の存在が重要である。この点からも社会保険制度の発展が求められている¹¹。

2-2 金融分野の現状と問題点

(1) 金融セクター

タイ国の金融機関は、1990年代に入ると金融及び産業自由化政策が相まって、急速に貸し出しを増加させ、折からの資産価格ブームに乗り、リスクの大きい不動産部門、株式投資への融資などに傾斜していった。金融セクターから民間部門への融資は、1990～1997年の平均年率の伸びが、タイ国では18%と驚異的な高い数字となった(米国のそれでは0.5%、日本は1.5%であった)。このような高い融資の伸びは、必ず資産価格のバブルを発生させる原因となる。そしてバブル崩壊の兆しがみえてきたころから不良債権が急速に表面化することになった。しかし、不良債権の額は、不十分な分類基準などのために当局に認識されず、当局も抜本的な措置を講ずることなく、流動性の供給により対応しようとした。これが不良債権拡大の要因となった。

1997年の通貨危機発生後、IMFは緊急融資を実施するにあたり、コンディショナリティーの履行をタイ国政府に要請し、とりわけ経済安定化のための制度改革を強く求めた。制度改革のなかで特にIMFが重視したのが金融機構改革であり、不良債権問題の処理と金融機関の経営内容の健全化がその内容であった。その方法は、ファイナンスカンパニーと商業銀行の2つに分かれており、具体的には以下のとおりであった。

ファイナンスカンパニーについては、1997年12月に56社の清算を決定した。その他のファイナンスカンパニーについては、新設した金融再編庁の下で、IMF・世界銀行が指定する国際会計事務所や中央銀行と共に、各社が提出した経営再建計画の検討を進めていった。

IMFと中央銀行・大蔵省は、商業銀行に対して、不良債権(元利の返済遅滞の基準を1年か

¹⁰ 大蔵省財政金融研究所[1998, p442]及び監査法人トーマツ[2000, pp107,108]から引用。

¹¹ 富士通総研[2001, p8]から引用。

ら6か月に変更)に対する貸倒引当金の積み増しと、危険資産に対する自己資本比率の12%への引き上げを命じた。また、不良債権処理のため、不良債権処理会社(TAMC)を設立し、経営不振に陥った商業銀行を外資に売却したり、国有化する措置をとった。

タイ国は、IMFの条件という外圧により急テンポの金融機構改革を実施してきた。その結果、1999年4.2%の経済成長を実現し、2000年も4.4%の成長となった。インフレ率は1997年の7.7%から2000年の1.3%に下降した。このように、危機後、順調に経済が安定を取戻しつつあるが、依然、金融セクターの問題点として以下の三つの点が挙げられる¹²。

第一に、銀行セクターが国民経済に占める比重が極めて大きく、資本市場の発達が遅れている。下表に示すように、1999年時点でのタイ国の上場企業数は383社で、金融機関総資産と株式市場時価総額の対比をみるとタイ国は24%であり、インドネシアに次いで低い。資金調達を主に間接金融に依存する場合、企業は過剰負債に陥りやすい体質をもっている。同時に、株主による企業の経営行動に対する統治(コーポレートガバナンス)が不十分となる。タイ国政府は、資本市場の育成のために、1999年6月に第二の株式市場であるMarket for Alternative Investment(MAI)を設立し、中小企業の資金調達の多様化を図っている。また、タイ国大蔵省は、2002年1月に証券取引委員会(SEC)や証券取引所(SET)と協議のうえ、「証券市場育成マスタープラン」を公表している。当該マスタープランは、企業のガバナンス強化を中心とする証券市場の再編、上場企業の増加と取引証券の拡大、国内外の投資家の取り込み強化、証券仲介機関の機能強化、証券市場監督制度の刷新、インフラ整備を通じた取引費用の軽減、の6つを柱としている¹³。

表2 - 4 各国の株式市場と金融機関総資産の比較(1999年度)

	上場企業数(単位:社)	株式市場時価総額(A) (単位:10億通貨単位)	間接金融機関総資産(B) (単位:十億通貨単位)	A ÷ B%
マレーシア	757	553	969	57
タイ	383	2,193	8,997	24
フィリピン	223	1,859	3,473	54
インドネシア	277	175,729	793,500	22
シンガポール	416	339	524	65
日本	2,661	364,747	768,249	48
米国	2,898	12,296	6,013	204
英国	1,945	1,820	900	202

(出所) 富士通総研 [2001, p9]

第二に、長期にわたる持続的高成長の過程で、借り手企業のリスク分析がほとんどなされ

¹² 日下部、堀本[1999, pp69, 70]から引用。

¹³ JRI [2002, p11]から引用。

なかった。融資の審査は、キャッシュ・フローの分析よりは担保や親会社の保証に依存したものとされており、リスク分析より借入企業との関連を重視する傾向が強い。タイ国の商業銀行は規模の拡大に伴う、リスク管理の近代化に遅れた。

第三に、銀行は多くの場合、企業グループと密接な資本関連があり、関連者取引が非常に多いことである。そのため情実融資や不明朗会計が横行していたが、本来それらをチェックする中央銀行による監督機能、公認会計士監査制度が有効に機能してこなかった。タイ国政府は、法制度の改正により、中央銀行の監督機能を強化している。

(2) 企業セクター

金融の当事者は、「貸し手」と「借り手」の2者であるが、日本の不良債権問題と同様に、金融問題に際してはどちらか一方のみではなかなか最終的な解決には至らないものとみられる¹⁴。

タイ国政府は、企業セクターのなかで、特に中小企業振興に力を注いでおり、2000年には中小企業基本法(SME Promotion ACT)を制定し、また企業診断制度を導入する等の政策を実施に移しているが、金融サービスの受け手としての企業をみると、以下の三つの制度的問題点がある。

第一に、融資審査の基礎資料たる財務諸表の信頼性に問題がある。タイ国の会計基準は、近年IMF融資の受入れにより旧基準から国際会計基準への置換が急速に進んだ。そのため「タイ国会計基準」は、制度的には世界水準の会計基準となっている。しかしながら、タイ国の中小企業の約98%は中小企業であり、彼らの多くは、「タイ国会計基準」に準拠せずに財務諸表を作成しているのが現状である。この点については、国際的な資金調達とは無縁である中小企業にまで高度な「タイ国会計基準」の適用を求める必要はないとの考えに基づき、タイ国公認会計士協会は、中小企業向け会計基準の作成を行っているところである。一方、国際的な資金調達に関連するタイ国企業及び日系企業を中心とする外資系企業にとっては、英文経理担当者が質的にも量的にも不十分な状態にある。英文経理担当者の育成は、外資導入の推進にとって必要不可欠なことである。

第二に、財務諸表の信頼性を担保すべき会計監査制度における運用上の問題がある。タイ国は小企業といえどもすべての会社は会計事務所の監査を受け、計算書類を登記する義務がある。これは、英国の監査制度を模したものであり、他国に比して厳格な外部監査制度である。しかし、監査人である公認会計士数は約5,000人であり、公認会計士監査はいわば盲サインであるとの批判がある(1人の公認会計士は300社まで監査を担当でき、即日監査報告書完成を売り文句にしている会計士もいるという)。外部監査制度の運用面の改善が必要である。

¹⁴ 松尾基邦[2001, p13]から引用。

第三に、監査済財務諸表は株主総会終了後1か月以内に商業登記局に登録され公開されるシステムが整備されていることは評価できるが、その情報がデータベース化されていないことが問題として挙げられる。企業情報がデータベース化されれば、企業診断等の実施に際して各種経営指標等有用な統計資料を提供できるはずである。

2-3 タイ国政府の開発計画のレビュー

タイ国政府による従来の経済開発は、外国資本・技術及び低賃金、未熟練労働に著しく依存したものであった。そのため、生産性は低いままにとどまった。加えて、経済成長は、首都圏に集中し、質より量を重んじていた。

現今、世界経済は減速してきており、発展途上国が自国の経済成長を図るうえで世界市場における需要のみに依存することはできない。それゆえ、政府は、マクロ経済政策の下で、世界経済との結びつきを賢明な形で構築し、国内経済を知識集約的、創造的に発展させることをめざしている。政府の計画は、また中小企業の能力の強化と地方レベルでの地域産業の育成を重視している。

経済開発戦略計画(2001年7月)は、経済基盤の強化と質的成長の促進を重要目標にかかげている。質的成長とは、経済の安定、成長の分配における平等、生産性の高い、知識集約的、創造的な経済をいう。

2001年2月に発足したタクシン政権は、2001年6月末現在までに以下の施策を実行に移した¹⁵。

社会経済基盤強化策	
農民債務モラトリアム	農民を対象に3年間の元本返済猶予。 BAAC(農業協同組合銀行)は、今後地方開発銀行的な役割を担う。
国民銀行	2001年6月開業。低所得者が自立できるよう資金を供与することが目的。
村落基金	村民が生活の糧を得るようなプロジェクトに資金を供与。
一村一品政策	市場ニーズに適う製品の育成。
診察料30パーツ	無保険者に対し、1回の診療当たり医療費負担30パーツを実施。
財政政策	
付加価値税率	2002年9月まで7%の税率を維持(それ以降10%に戻す)。
歳出の増大	外国からのスタンドバイローンの残枠を使用。
財政赤字3.6%	2002年度予算の財政赤字対GDP比を3.6%に設定。
補正予算	景気刺激のため580億パーツの2002年度補正予算を計上。
金融政策	
政策金利の引き上げ	中央銀行は5月に政策金利であるレポ(14日物)金利を1.5%から2.5%への引き上げを実施。
TAMCの設置	TAMC(Thai Asset Management Corporation:タイ国資産管理会社)を設置(2001年7月より開業)。
SME金融支援	政府の監督下での商業銀行のSME(中小企業)向け貸出枠の増加。
資本市場の強化	民営化予定の国営企業すべての株式を保有する持ち株会社(Public Enterprises Holding Corporation)を設立し、上場を促進。

¹⁵ MOF NESDB[2001, pp4-7]から引用。

経済開発戦略計画(質的、持続性の向上)の内容は以下のとおりである¹⁶。

マクロ経済のフレームワーク ・経済成長率5～6%(2002～2006年) ・インフレ率3%以下 ・経常収支の黒字対GDP1～2%
財政政策(～2006年) ・今後の必要な開発プロジェクトのための十分な予算の確保のために公的債務をGDPの60%以内、デット・サービス・レシオを政府歳入の16%以内。 ・税収を2001年度の対GDP15.2%から16.7%(2006年)に。そのための課税範囲の拡大と効率的な税制度の導入。 ・国営企業の民営化の促進による国庫の増収。 ・歳出管理の改善。
金融政策 ・適度な流動性の確保。 ・為替の安定と外貨準備の確保。 ・金融機関の信頼性の回復。 ・金融機関のマイクロクレジットへの資金供与。

2-4 開発ポテンシャルの抽出

(1) 財政分野の開発ポテンシャル

歳入面

歳入は歳出を下回っており、歳入確保が喫緊の問題となっている。歳入増の対策としてタイ国政府は、税収増と国営企業の民営化による国庫の増収を挙げている。後者については、所轄官庁の影響力や政党政治家との人的つながりが強いといわれており、こうした習慣を断ち切るためにも、民営化の積極的な推進が求められている。

税収面においては、課税範囲の拡大と税制度の効率化が求められている。短期的には既存の税徴集システムの改善、長期的には税制度の再構築が必要である。また、タイ国政府は、中小企業振興を重要施策に位置づけており、中小企業への優遇税制も検討の余地がある。

歳出面

財政収支が赤字のなか、歳出の効率向上が重要課題となっている。有効な歳出の実現のため政策立案過程への助言が望まれる。また、有効な歳出の実現の前提として、国家、地方自治体の財政状況を明確に把握する体制づくりが必要である。

社会保険制度

タイ国の社会保険制度は、歴史が浅く、取り組むべき課題は多い。財源の確保や制度面の整備で協力の余地はあるものと考えられる。

¹⁶ MOF NESDB[2001, pp10-14]から引用。

(2) 金融分野の開発ポテンシャル

金融セクター

中小企業支援は、タイ国政府が最も力を注いでいる分野の一つであり、金融面からの支援として中小企業開発銀行¹⁷(SMEDB)があり、当該銀行への協力の余地は大きい。また、中小企業信用保証公社¹⁸(SICGC)も中小企業への金融支援に重要な役割を担う。

また、今後設立予定の国民銀行に対する支援需要は大きいものと考えられる。

企業セクター

企業セクターの近代化を図るためには、情報開示制度の改善に取り組む必要がある。情報開示制度の改善のためには、以下の要件が満たされる必要がある。

(i) 企業の財務諸表作成能力の向上

国際的資金調達に無縁の中小零細企業が自主的に開示を行うことができるためには漸進的で受入可能な仕組みを整備することが必要であり、このような観点から中小企業向けの会計基準の設定が望まれている¹⁹。タイ国公認会計士協会は、現在中小企業向け会計基準の作成を行っているところであり、当該会計基準の作成につき、日本の協力を求めている²⁰。一方、国際資金調達に関連する企業にとって、有能な経理担当者、特に英文会計担当者の不足が深刻な問題となっている。タイ国側からも経理担当者の育成につき、日本への支援要請がある²¹。この問題の解決のためには、学校建設、指導者の派遣より検定試験制度の導入の方が投入する費用に対し大きな効果が期待し得るものとする。

(ii) 公認会計士監査制度の改善

監査制度自体に特段の問題はないが、制度の運用面において問題があるため、監査済財務諸表といえども十分信頼にたれるものとなっていない。エンロン事件で監査の品質について関心が高まっているなか、監査を実施する公認会計士の能力向上及びその制度の改善が必要とされている。この点についてタイ国側から日本への強い支援要請がある²²。

(iii) 企業信用情報のデータベース化

すべての企業の監査済財務諸表は、登記され公開されているが、データベース化されていないため、その有用性は限られたものとなっている。企業信用情報のデータベース化に係る支援の意義は高いものとする。

¹⁷ SME Development Bank

¹⁸ 信用保証制度は、民間金融機関から信用リスクの高い中小企業等への資金供給の円滑化を図るために信用保証機関が保証料を徴収してその借入の保証を行う制度である。日本においては1998年秋を最悪期とするパニック的な信用収縮と、その結果としての中小企業の倒産増加などに対応するため信用保証枠を拡大し、中小企業の資金繰り及び倒産回避に多大な効果があったとされている。

¹⁹ 中小企業庁[2001, p78]から引用。

²⁰ 国際協力事業団[2002, p2]から引用。

²¹ 国際協力事業団[2002, p2]から引用。

²² 国際協力事業団[2002, p2]から引用。

3. 財政金融分野における日本の協力状況、他ドナーの援助動向の把握

3-1 日本の協力状況

日本は、タイ国側との政策対話を踏まえ、以下の分野を援助の重点分野とするとともに、各分野に共通する人材育成を強化することとしている²³。

社会セクター支援

環境保全

地方農村開発

経済基盤整備

地域協力支援

上記のうち、経済基盤整備の重点項目は以下のとおり。

- ・経済インフラの整備・支援
- ・技術系の人材の育成に資する職業訓練等への協力
- ・産業構造の裾野を広げる中小企業・サポーティング・インダストリー育成への支援

(1) 国際協力銀行(JBIC)

タイ国の開発計画と経済状況を踏まえ、短期的にはタイ国経済の本格的な回復を図るために、経済構造調整、政策・制度面の改善に関する知的貢献、社会的弱者対策への支援を中心に行っている。また、中長期的にはタイ国の自立的開発を支援するために、ソーシャル・セーフティー・ネット(社会的弱者支援)拡充等を内容とする社会セクター支援、環境保全対策、急速な経済成長に伴う地方格差・所得格差の是正及び農村開発、産業・経済の急速な発展に伴い不足している経済基盤の整備、及びメコン河流域開発のような地域協力の5分野への支援に重点を置き、さらに各分野における人材育成の強化に取り組んでいる。案件実施にあたっては、日本の経験を生かした政策助言や技術支援のソフト支援を重視している²⁴。

2000年9月に調印した第25次円借款は、このような重点分野を踏まえた支援を行っている。

²³ 外務省[2001, pp61-65]から引用。

²⁴ 国際協力銀行[2001b, pp29,30]及び国際協力銀行ホームページ[2001]から引用。

[円借款 / プロジェクト借款] (2000 年 9 月 22 日 調印)

案件名	金額(百万円)	金利(% / 年)		償還期間 / うち据置(年)	
		本体	コンサルティング・サービス	本体	コンサルティング・サービス
地方幹線道路網改良事業(III)	19,544	2.2	0.75	25/ 7	40/10
国家計量基盤整備事業(II)	2,202	0.75	0.75	40/10	40/10
第 7 次バンコク上水道整備事業(II)	9,601	1.7	0.75	25/ 7	40/10
第 2 バンコク国際空港建設事業(IV)	18,506	2.2	0.75	25/ 7	40/10
バンコク地下鉄建設事業(V)	45,818	0.75	-	40/10	-
合計 5 件	95,671				

また、2002 年 3 月現在利用可能な投融資スキームは下記のとおり²⁵。

[円借款 / ツーステップ・ローン]

案件名	借入人	融資総額	資金使途	貸出実行期限
IFCT(タイ国産業金融公社)向け環境保護促進計画(II)	IFCT	50 億円	タイ国における産業公害の削減による環境の改善・保護を図るために、民間企業が行う環境保護に関連する事業を促進するために必要な資金	2003年1月27日
IFCT 向け工業部門強化計画	IFCT	120 億円	IFCT が行う中小企業の設備投資資金や、一部運転資金に対する長期低利の資金の融資	2005年1月27日
BAAC(農業共同組合銀行)向け地方開発・雇用創出農業信用事業	BAAC	183 億円	農作物の増産、作物の多様化、所得の向上・安定、自然環境の保護等を目的に、地方農村を中心とした小規模農家が行う農業生産設備等への投資に必要な資金	2004年1月27日
合計 3 件		353 億円		

[アンタイド・ローン]

案件名	借入人	融資総額	資金使途	貸出実行期限
IFCT(タイ国産業金融公社)向け製造業支援アンタイド・ツーステップ・ローン	IFCT	600 億円	タイ国の製造業・関連産業及び日系企業の設備投資資金、運転資金、出資資金	2003年8月31日
合計 1 件		600 億円		

²⁵ 国際協力銀行の業務内容については、国際協力銀行[2001a, pp27-30]が参考になる。国際協力銀行の業務は、海外経済協力(ODA)業務と国際金融業務の大きく 2 つに分けることができる。海外経済協力業務は円借款及び海外投融資に、国際金融業務は輸出金融、輸入金融、投資金融、アンタイド・ローン及び出資に分類される。

海外経済協力業務	円借款、海外投融資
国際金融業務	輸出金融、輸入金融、投資金融、アンタイド・ローン、出資

円借款には、プロジェクト借款、エンジニアリング・サービス(E/S)借款、開発金融借款(ツーステップ・ローン)、構造調整借款(SAL)、商品借款、セクター・プログラム・ローン(SPL)がある。海外投融資では、開発途上国で事業を行おうとする民間企業に対して、貸付と出資を行っている。

アンタイド・ローンは、日本の貿易、投資等海外経済活動のための環境整備や、開発途上国が行う構造調整などに対する日本からの資機材の調達を条件としない資金協力のことである。

[エクイティ・ファンド]

案件名	承諾資本	資金使途	運用期間
タイ国 / 中小・中堅企業 再建・育成ファンド事業	100 百万米ドル	財政的に困難な状況に直面するタイ国の中小・中堅 企業の再建・育成のために出資を行う。	2008 年

上記のほか、新宮沢構想の一環として以下のセクター・プログラム・ローンを供与。

[円借款 / セクター・プログラム・ローン]

調印日	案件名	金額(百万円)	金利	償還期間(うち据置)
1999 年 3 月	経済復興・社会セクター・プログラム・ローン	30,000	1.0	25/7
1999 年 9 月	農業セクター・ローン	36,000	1.0	25/7
合計 2 件		66,000		

(2)(財)海外貿易開発協会(JODC)

発展途上国における産業の開発の促進とこれら地域と日本との貿易の振興を図るために、1970 年 2 月に設立された。事業の内容は以下のとおり²⁶。

中小企業海外投資協力資金融資事業

海外投資を円滑にするために、中小企業者に対して出資及び貸付に必要な資金を融資。

輸入促進資金融資事業

一次産品等の輸入を行うのに必要な資金を低利で融資。

専門家派遣事業

アジアを中心とする発展途上国の企業、経済団体、工業会、中小企業団体等に対し指導・助言を行う専門家を派遣。

財政金融分野では、企業診断制度及び信用保証制度について専門家を派遣した。

経済構造改革支援コンサルティング型専門家派遣事業

発展途上国の要望を受け、事前調査チームを派遣し、その結果を踏まえ、経済構造改革政策を具体化するための経済団体、工業会、中小企業団体等の民間レベルの取り組みに対し指導・助言を行うコンサルティングチームを派遣。2000 年度の実績は、事前調査チーム 3 件及びコンサルティングチーム 2 件。うち、タイ国に係る 2000 年度の実績は以下のとおり。

²⁶ 海外貿易開発協会ホームページ[2001]から引用。

	種 別	派遣先及び目的
2000年10月	事前調査	タイ国地方商業会議所、Thai Chamber of Commerce(TCC)
2000年12月～2001年3月	コンサルティング	TCC 組織体の機能強化方策策定調査のため、以下の調査を実施。 ・地方中小企業振興におけるTCCの役割の明確化 ・資金、人材、情報面でのTCCの機能強化方策の策定提言
2001年2月	事前調査	タイ国産業連盟電気・電子部会(EEAIC/FTI)

なお、JODCは、2001年度において、全体で事前調査8チーム、事前調査を踏まえたコンサルティングチーム8チームを派遣予定。

(3) 日本銀行

海外の中央銀行が必要とする中央銀行業務に関するノウハウを提供する海外技術支援を実施している²⁷。

タイ国に関しては、2001年6月に日本においてタイ国中央銀行職員に対して銀行券の管理、支店制度について技術指導を行った²⁸。

3 - 2 他ドナーの援助動向

(1) 世界銀行

タイ国に対しては、「競争力向上のための国別開発パートナーシップ」(CDPC : 構造調整貸付を行わず対象国の対話を促進するための非貸付サービス)を通じて、政策の実施と金融・企業改革の実施を支援している²⁹。

分野ごとに援助戦略マトリックス(Country Assistance Strategy Matrix)を作成し、政府、ドナー間の密接な連携協力を努めている。

競争力の回復

金融セクターの改善、労働力の質的向上、インフラのボトルネックの除去及び通商の円滑化、企業再構築の促進。

統治の改善

マクロ経済運営の改善、パブリックセクターの管理の改善と地方分権、法制度の改善、公企業の再編成。

富の分配と生活の質的保証

弱者保護、都市地方間の格差是正、持続可能な社会保障システムの構築、環境保護。

²⁷ 日本銀行ホームページ[2002]から引用。

²⁸ 日本銀行[2002, p4]から引用。

²⁹ 世界銀行[2001, p71]及び World Bank Home Page [2001]から引用。

財政金融分野については、以下の支援を実施している。

- ・金融セクター構造改革支援プロジェクト(Financial Sector Implementation Assistance Project)
タイ国政府の金融セクター構造改革を支援するプロジェクト。
実施時期：1997年。支援金額：1,500万ドル。
- ・ファイナンスカンパニー・リストラクチャリング・ローン(Finance Companies Restructuring Loan)
ファイナンスカンパニーの清算、国有化を支援。
実施時期：1997年。支援金額：3億5,000ドル。
- ・経済運営支援ローン(Economic Management Assistance Loan)
マクロ経済運営及び一般行政の改善、国営企業改革、産業競争力強化を目的とした技術協力。
実施時期：1998年。支援金額：1,500万ドル。
- ・経済・金融調整ローン(Economic and Financial Adjustment Loan)
金融及び企業セクターの再構築を支援し、経済の競争力の基盤を強化。
実施時期：1998年、1999年。支援金額：1998年4億ドル、1999年6億ドル。
- ・公的セクター改革ローン(Public Sector Reform Loan)
歳入歳出管理、労務管理、地方分権化、住民参加、情報公開及び責任の明確化等に焦点を当て、公的サービスの効率化を促進。
実施時期：1999年。支援金額：4億ドル。

(2) 国際金融公社(IFC)

世界銀行グループに属する一国際機関であり、発展途上国の民間企業に対し、政府保証を求めない商業ベースでの投融資及び公民両部門での資金調達、民営化、資本市場開発等に対する技術援助・アドバイザリーサービスを主に行っている³⁰。

IFCのタイ国における優先項目は以下のとおり。

企業統治に重点をおいた企業再構築の促進

金融機関と資本市場の強化

長期資金にアクセス困難な中小企業の支援

ソフトウェア及びインターネット関連プロジェクトへの投資

金融面における IFC の活動は以下のとおり。

³⁰ 経済産業省[2001, pp231,232]及び IFC Home Page[2001]から引用。

- ・2000年度にTEF(Thai Equity Fund)を3,750万米ドルで設立した。TEFは、競争力のある中大企業を中心に投資を行うことを目的としている。ただし、民間からの出資の動きがなく、めどが立っていない模様。
- ・中規模企業が中長期の融資を受けられるようStandard Chartered Nakornthon Bankに対し5,000万米ドルの貸付を実施。
- ・SEC(Securities and Exchange Commission)に対し、設立予定のデリバティブ市場の基準、手続き、規則の設定の調査を実施。

(3) 国際通貨基金(IMF)

タイ国は、経済危機直後にIMFからの融資(1997年8月実行、34か月のスタンドバイ・ローン)を受けたが、既に2001年より返済を開始している。

IMFは、そのモニタリングレポート(2001年8月)のなかでタイ国政府のパフォーマンスを高く評価している³¹。

(4) アジア開発銀行(ADB)

タイ国に対しては、以下の3分野を協力の目的としている。

貧困緩和及び生活の質の改善

構造調整支援

競争力の促進

同目的達成のための戦略として、地方農村開発、社会開発及び金融セクターを競争力強化のための優先セクターと位置づけている³²。

タイ国の公的債務残高にかんがみて2000年以降新規の貸付は実施していない。

2001年3月にADB、JBIC、KFWの協調によるタイ国中小・中堅企業再建・育成ファンドが設立された³³。

技術協力として、制度金融機関リストラクチャリング・プロジェクト(Project for Restructuring of Specialized Financial Institutions : 期間1999～2000年、支援金額450万ドル)を実施した。当該プロジェクトは、タイ国政府による制度金融機関(BAAC、IFCT、SIFC、SICGC)のリストラクチャリング・プラン策定の支援を目的としていた。

³¹ IMF Home Page [2001]から引用。

³² ADB Home Page [2001]から引用。

³³ 原[2001]から引用。

(5) ドイツ技術協力公社(GTZ)

ドイツは2国間協力では、1995年度第4位、1996年度第2位、1997年度第2位の援助実績をもち日本に次いでいる。GTZは、ドイツ政府の技術協力実施機関としてタイ国において35年超の活動実績をもつ。タイ国は急速な成長を遂げてきたが、その反面地方における雇用機会の不足、地方と都市部における所得の著しい格差及び自然環境の悪化等問題が累積しており、そのためGTZは以下の3分野を重点として活動している³⁴。

職業指導・教育

技術移転を目的とした産業及びインフラの振興

環境保全

2000年度は、29名の専門家(アドバイザー)、予算規模930万ユーロであった。財政金融関連では、のなかで「マイクロ・ファイナンス・リンケージ・プロジェクト」を実施している。本プロジェクトは、農業協同組合銀行(BAAC)の預金機能強化のため、市場調査、他国成功例の調査、職員研修、金融商品の開発を実施するものである。

(6) オーストラリア援助庁(AusAID)

オーストラリアは、2国間協力では、1995年度第2位、1996年度第3位、1997年度第4位の援助実績をもつ。経済危機は、タイ国の経済と人民に大きなインパクトを与え、貧困を増大させた。オーストラリア政府の援助プログラムは、良い政府とキャパシティー・ビルディングを支援することにより、経済危機からの回復を援助し、二度と危機が発生せぬような体制の構築を援助することにある。それゆえ、経済危機からの回復の援助のほかに、2002年6月までの重点目標として以下のものがある³⁵。

良い政府のための支援

経済及び財政改革の支援

貧困及び弱者への社会的影響の軽減

経済及び財政改革の支援については、以下のプロジェクトを実施している。

・経済統計改善プロジェクト

タイ国の政策立案に資する国民経済計算等(National Accounts and Flow of Funds statistics)のマクロ経済統計の精度の向上と時間の短縮化のための技術協力及び研修の実施。

期間：18か月(1999～2000年)。支援金額48万豪ドル

・タイ国中央銀行の金融機関監督機能強化プロジェクト

³⁴ GTZ Home Page[2000]から引用。

³⁵ AusAID Home Page[2001]から引用。

中央銀行の調整及び監督機能が金融セクターの健全化のために必要不可欠との考えから技術協力及び研修を実施。

期間：2年(1999～2001年)。支援金額45万豪ドル

・タイ国税務署徴税能力向上強化プロジェクト(対大企業)

リスク評価、税務調査、国際税務等に分野について税務職員に対して技術協力及び研修を実施。

期間：12か月(2000～2001年)。支援金額63万4,000豪ドル

4. 財政分野における開発課題別 JICA の協力の方向性

4 - 1 開発課題

ここでは、1章から3章において明らかにした開発課題を表4 - 1に示す³⁶。

表4 - 1 経済基盤整備

援助重点分野の現状と問題点	問題の原因と背景	開発課題	当該国政府の取り組みの進捗状況	ドナーの協力状況	JICAの協力目的	JICAの協力プログラム名
産業構造高度化を支える制度、体制の不備	急激な経済発展と経済構造の変化に対応した政策立案能力の欠如	財政システムの改善	行政効率向上のための行政官の能力強化 税収、財政赤字、公的債務の対GDP比管理目標の設定 歳出管理の改善 国営企業の民営化	IMFパッケージ 経済運営支援ローン(世界銀行) 公的セクター改革ローン(世界銀行) 経済統計改善プロジェクト(AusAID) 税務署徴税能力向上強化(AusAID)	社会・経済環境の変化に即応した政策を立案できる人材の育成	財政/金融/投資制度拡充プログラム

4 - 2 財政分野に対するJICAの協力の方向性

前述(4 - 1)に示したタイ国の財政分野の開発課題に対する我が国による協力は、主にタイ国大蔵省をカウンターパートとして以下を支援対象とすべきである。

- ・ 税制度拡充
- ・ 公的債務管理強化
- ・ 歳出面における財政政策策定能力強化

我が国は、これらの支援対象について経験と知見を有している。例えば、我が国の日本の徴税管理システムは、国際的に高い評価を受けており、タイ国政府による税収拡大の取り組みに対して効果的な支援を行うことが可能である。日本の中小企業優遇税制は、税収確保に資するのみならず、中小企業育成にも貢献しているとされている。また、日本の資産課税制度は、他国のそれと比べて制度化が進んでいる。さらに、日本においては近年、公会計制度に企業会計的手法を導入する試みが行われており、自治体等の財政状況が明確に把握することができるようになる等の成果が見られるようになった。

³⁶ 同表の開発課題は、平成13年度国別事業実施計画から引用した内容に、本件調査により明らかとなった開発課題(下線部分)を追記したものである。

表 4 - 2 「財政システムの改善」に係る協力分野と各ドナーの援助動向

タイ国政府重点施策又はドナーの協力分野	タイ国政府	JBIC	JODC	WB	IFC	IMF	ADB	GTZ	Aus AID	JICA
[財政全般]										
財政システム改善・改革										
[歳入面]										
歳入管理										
税務当局徴税能力強化										
税制改革										
国営企業民営化										
[歳出面]										
歳出管理										
公会計制度改善										
[社会保険制度]										
社会保険制度改善										

(注) 印は、「タイ国政府」については重点施策であることを、また各「ドナー」については該当施策についてドナーがプログラムないし貸付を行っていることを意味する。
印は JICA の今後において協力可能性の高い分野を示す。

(1) 歳入面

歳入管理及び国営企業民営化問題については、世界銀行が「公的セクター改革ローン」及び「経済運営支援ローン」により支援している。

短期的に最も重要な施策は、税務当局の徴税能力の強化である。AusAID が既に「タイ国税務署徴税能力強化向上プロジェクト」を実施しているが、大企業を対象とするものである。日本の徴税管理は世界的にも高く評価されており、AusAID のプロジェクトをレビューしたうえで中小企業及び個人にまで徴税対象を広げたいうでの税務職員に対する徴税教育を実施することが適当と考える。なお、JICA は、酒税行政に係る日本の行政紹介を目的とした本邦研修をタイ国大蔵省物品税局幹部に対して実施している³⁷。

一方で、タイ国には、中小企業及び個人事業者に税の優遇を付与する制度(中小企業支援のための優遇税制³⁸及び所得税の青色申告制度³⁹等)がない。日本は、中小零細企業の産業を支える基盤ととらえ、その育成及び発展のために各種の優遇政策を実施し、成果を収めてきた。タイ国においても中小零細企業振興のために中小企業優遇税制及び青色申告制度の導入を検討すべきと考える。

³⁷ 原[2002]から引用。

³⁸ 日本においては、中小企業に対する法人税の軽減税率措置(所得金額年 800 万円以下の金額については税率 22%)のほか、中小企業新技術体投資促進税制(通称メカトロ税制、メカトロクス機器又は電子計算機を取得又はリースする場合)、中小企業基盤強化税制(経営基盤強化対象設備を取得又はリースした場合)、中小企業技術基盤強化税制(試験研究費支出額の 10%を税額控除)等の中小企業を対象とした優遇税制があり、中小企業振興に貢献している。

³⁹ 複式簿記により記帳し、帳簿や書類を 7 年間保存している者に対しては、事業職から最高で 55 万円の控除、損失の 3 年間繰延、専従者給与控除を認める制度。

長期的施策としては、所得課税、消費課税、資産課税の構成の是正を中心とする税制改革が必要である。JICAは、日本の税制について、タイ国大蔵省財政政策局(FPO)職員に対して本邦研修を実施するとともに、日本から短期専門家を招へいして講義を実施しているが⁴⁰、タイ国の税制改革促進のため、資産課税が発達している日本のさらなる支援が望まれる。タイ国は、他国に比して資産課税と所得課税の比率が低く、所得課税のなかでは所得税の比率が低い。タイ国は代表的な資産課税である相続税及び贈与税を導入していない。相続税及び贈与税は、生前収入に課税されたうえでのさらなる課税であり、課税の公平性を欠くとの考え方もあるが、タイ国のような所得格差の大きい国においては税収の確保のみならず社会的公平を図る意味からも導入を検討すべきである⁴¹。富裕階層の反発が根強いいため実施は難しいとの見方もあるが⁴² 所得税については、非課税所得、所得控除が広範に認められていること、課税制度が複雑で課税の公平性に疑問があること等改革の必要性が認識されており、この面においても支援の可能性はあるものとする。

(2) 歳出面

歳出管理については、世界銀行が「公的セクター改革ローン」により支援している。

タイ国政府は、財政政策の立案につき支援を求めており、ハイレベル・アドバイザーの派遣が望まれている。

次に、透明性の問題である。タイ国の歳出面は透明性に欠けるとの批判があり、タイ国政府はその改善に努力を払っている。

その前提として国家、地方自治体の財政状況を把握する必要がある。そのため公会計制度への企業会計的手法の導入をパイロットプロジェクトベースで行うことが望ましい。日本では、旧自治省が2000年に地方自治体が貸借対照表を作成する際のマニュアルを整備したこともあり、貸借対照表を作成済の市町村が2001年8月末時点で545となり、全市町村に占める割合は16.8%となった。貸借対照表を作成中と回答した市区町村は全体の20.6%に当たる669で、作成を検討している市区町村は51.4%の1,669であった。都道府県では北海道が作成中だったほかは、全都府県が作成済であった⁴³。

⁴⁰ 原[2002]から引用。

⁴¹ 相続税は過去に一度導入(1937～1944年)されたことがある。

⁴² 相続・贈与税の導入は、インドネシアが参考になるものと思われる。インドネシアもタイ国と同様に相続・贈与税が導入されておらず、そのため税収は不足し、貧富の格差は大きい。インドネシア政府は、相続・贈与税の導入の代替手段として、土地建物移転税法のなかで遺産相続による土地建物を課税対象とした。タイ国においても、相続・贈与税の本格的導入の前に、インドネシアを参考にして、まずは土地建物移転税を導入し、その枠組みのなかで相続・贈与による土地建物への課税を図ることも一案である。

⁴³ 日本経済新聞社[2002]から引用。

公会計制度に企業会計的手法を取り入れることにより期待できる効果は以下のとおりである。

土地、建物等これまで面積などの数量表示しかしてこなかった資産について、これを形成するための負債等の財源と対比することにより分かりやすくなること。

減価償却や引当金等の発生主義会計を取り入れることで、中長期的な視点での財政状態を示すことができること。

JICAが、日本での導入経験を生かす形で、タイ国の一地方政府に対してパイロットケースとして公会計制度への企業会計的手法の導入を支援することは有効であると考ええる。

(3) 社会保険制度

タイ国の社会保険制度は十年余りの歴史であり、制度面の整備及び財源の確保の面で多くの課題を抱えている。社会保険制度の積立金は、回りまわって資本市場に流れ込み、資本市場の発展に資するという効用もある。社会保険制度につき、人口構成の老齢化がいち早く進む日本の経験を踏まえた支援が望まれる。

5. 金融分野における開発課題別 JICA の協力の方向性

5 - 1 開発課題

ここでは、1章から3章において明らかにした開発課題を表5 - 1、5 - 2に示す⁴⁴。

金融分野の開発課題は、金融システム全般のほか、タイ国において重要な位置を占める農業及び中小企業に係る金融が挙げられる。JICA 開発課題マトリックス中では、金融システム全般に係る開発課題は「金融システムの改善」、農業金融に係るものは「小規模農民の農業経営能力強化」、中小企業金融に係るものは「中小企業による生産能力の向上」と名づけられている。

下表は、金融分野に係る開発マトリックスである。なお、下線部分は追加箇所である。

表5 - 1 地方農村開発

援助重点分野の現状と問題点	問題の原因と背景	開発課題	当該国政府の取り組みの進捗状況	ドナーの協力状況	JICA の協力目的	JICA の協力プログラム名
小規模農民の貧困、不安定な農業所得、首都圏と地方の格差拡大	農民組織の弱体さによる価格形成能力の欠如	小規模農民の農業経営能力強化	農業協同組合等農民組織の強化 農業金融の整備 農業情報の整備 国民銀行の設立 農民債務モラトリアムの実施 村落基金設立 一村一品政策	(諸外国) 農業セクター・プログラムローン(農業構造改革のための ADB/JBIC 協調融資) マイクロファイナンスリンケージローン(GTZ による BAAC の預金機能強化) (日本) 円借款「農業セクター・ローン」 円借款「BAAC 向けツーステップ・ローン」	農村組織強化、農業統計、農業金融システム改善のための人材育成	小規模農民の農業生産効率/効果の改善プログラム

表5 - 2 経済基盤整備

援助重点分野の現状と問題点	問題の原因と背景	開発課題	当該国政府の取り組みの進捗状況	ドナーの協力状況	JICA の協力目的	JICA の協力プログラム名
産業構造高度化を支える制度、体制の不備	低い生産性及び競争力の低下	中小企業による生産能力/技術の向上	中小企業基本法の制定 SMEDB 設立計画 商業銀行の中小企業向け貸出枠の増加 MAI の設立、証券市場育成マスタープラン制定等資本市場の強化	(諸外国) 経済・金融調整ローン(世界銀行) Thai Equity Fund 設立(IFC) 民間銀行へ中規模会社向け融資資金の貸付(IFC) SEC への支援(IFC) タイ国中小・中堅企業再建・育成ファンド設立(ADB、JBIC、KFW 協調) (日本) IFCT 向け各種ローン(JBIC) 地方商工会議所機能強化(JODC) SIGGC 支援(JODC)	タイ国内産業の競争力強化 生産性の向上 中小企業金融システムの改善 生産技術/生産性の向上	SME 振興プログラム
	アジア通貨危機による金融機関の破綻、投資額の減少	金融システムの改善	金融再建庁 ⁴⁵ 及び資産管理庁の設立 ノンバンク 56 社の清算 自己資本比率規制の引き上げ 企業診断制度の導入	(諸外国) IMF パッケージ 金融セクター構造改革支援プロジェクト(世界銀行) ファイナンスカンパニー・リストラクチャリング・ローン(世界銀行) 制度金融機関リストラクチャリング・プロジェクト(ADB) タイ国中銀金融機関監督機能強化(AusAID) (日本) 企業診断制度の導入(JODC) タイ国中銀技術支援(日銀)	金融システムとその借り手である企業システム改善に資する人材の育成	

⁴⁴ 同表の開発課題は、平成 13 年度国別事業実施計画から引用した内容に、本件調査により明らかとなった開発課題(下線部分)を追記したものである。

⁴⁵ 2002 年 6 月頃に金融再建庁はなくなる予定。

5 - 2 金融分野に対するJICAの協力の方向性

前述(5 - 1)に示したタイ国の金融分野の開発課題に対する我が国による協力は、主に以下を支援対象とすべきである。

- ・ 信用保証制度の拡充
- ・ 中小企業金融の強化⁴⁶
- ・ 企業会計の整備

我が国においてバブル景気終焉以降、1995年の住専問題、1997年の三洋証券破綻を引き金とする大手金融機関破綻、1998年の日本長期信用銀行の経営危機等、従来の護送船団方式による安定した日本の金融という信頼を根本から覆すような金融不安が相次いだ。政府は、銀行に対する公的資金の注入、預金保険法の改正、金融再生法の整備及び約20兆円(1997～2000年度)の不良債権処理を実施し、これら金融危機の克服を試みた。また、不良債権問題の正常化を図るために主要行に対する検査体制の強化、整理回収機構(RCC)の活用が図られた⁴⁷。これらの日本の経験・知見は、タイ国の不良債権処理・信用保証制度拡充に活かすことができるものである。

他方、戦後、我が国政府は、中小企業向けの会計制度整備を進めると同時に、中小企業向け専門金融機関を整備し、企業数で大多数を占める中小企業向け金融の健全化を図ってきた。右制度と補完的な関係にあるのが会計士育成・会計監査制度の信頼性確保の施策等であり、現在、中小企業にも受け入れられる会計制度整備を進めようとしているタイ国に対して効果的な支援を行うことが可能である。

(1) 金融セクター

金融セクター全般に助言できるハイレベル・アドバイザーの派遣が望まれる。各金融セクターについては以下のとおり。

地方・農村金融

農業、低所得者に対する金融では、JBICとADBが「農業セクター・プログラムローン」の協調融資を実施している。BAACに対しては、GTZがローン(Micro Finance linkage loan)によりBAACの預金機能強化を図っているほか、JBICがツーステップ・ローンで資金援助を実施している。

JICAとしては、新規に設立された国民銀行に対してファクト・ファイナディングを行い、今後の支援に結びつけていくことが必要と思料する。村落基金も重要な施策であり、協力可能性の高い分野であるが、金融分野というよりむしろ地域開発、農民救済の色彩が強い

⁴⁶ 中小企業金融・中小企業会計制度等については、本報告書において財政・金融分野の観点から提案を試みるものの、協力の方向性は別途中小企業振興プログラムにおいて検討するものとする。

⁴⁷ 郵政研究所月報、2002.1(pp35-36)から引用。

施策であるため、ここでは取り上げなかった。

表5 - 3 金融における協力分野と各ドナーの援助動向

タイ国政府重点施策又はドナーの協力分野	タイ国政府	JBIC	JODC / (日銀)	WB	IFC	IMF	ADB	GTZ KFW	Aus AID	JICA
[金融セクター]										
(金融全般)										
金融システム改善、改革(金融機関リストラクチャリング、中銀金融監督強化等)			()							
[農業金融]										
農業向け貸付										
BAAC 支援										
村落基金										
国民銀行										
[中小企業金融]										
中小企業向け資金貸付										
地方商工会議所機能強化										
信用保証機関改善										
資本市場強化										
ベンチャーキャピタル										
SMEDB										
[企業セクター]										
財務諸表作成能力向上										
会計監査制度改善										
企業信用情報構築										

(注) 印は、「タイ国政府」については重点施策であることを、また各「ドナー」については該当施策についてドナーがプログラムないし貸付を行っていることを意味する。

印は JICA の協力可能性の高い分野を示す。

中小企業金融

IFC は、商業銀行を通じて中長期の資金貸付を実施している。JODC は、地方商工会議所の機能強化を図ることにより中小企業支援を行うほか、小規模企業金融公社(SICGC)の問題の洗い出しを実施した。また、JBIC は、タイ国産業金融公社(IFCT)に対して環境保護及び中小企業支援のためツーステップ・ローン及びアンタイト・ローンにより資金を供与している。

直接金融の面では、ADB、JBIC、KFW が協調して「タイ国中小・中堅企業再建・育成ファンド」を設立し、国際金融公社(IFC)がTEFを設立している。

JICA としては、やはり水谷ミッションで行われた中小企業振興政策大綱(Master Plan of Small and Medium Enterprises Development, 1999)に沿った形でタイ国の中小企業振興政策をフォローし、バックアップしていくことが必要である。当該マスタープランでは、中小企業金融面について信用保証制度の整備、中小企業専門金融機関の設立、中小企業向けエクイティ・ファイナンス促進制度設立を挙げている。

(i) 中小企業専門金融機関

2001年6月の閣議決定にて、SIFCを存続母体とするSMEDBを立ち上げることが閣議了解された。今後設立されるSMEDBは、中小企業振興及び同開発を目的とする業務を行

うものとし、具体的には預金業務、貸出業務、出資(ベンチャーキャピタル)業務及びアドバイザーサービスを行う(SMEDBは預金業務の開始により銀行となる)⁴⁸。SMEDBは、業務量の拡大及び業務範囲の拡大に伴い、行内の整備及び人材育成が急務であり、中小企業金融、ベンチャーキャピタル、総合リスク管理、預金機能強化等で支援できる余地は大であると考えられる。中小企業金融制度は、中小企業診断士の診断を受けたものに対し低利の制度金融を適用する等水谷提言による中小企業診断士制度の導入との組み合わせで実施すべきである。

(ii) 信用保証制度

タイ国の信用保証機関である SICGC に対しては、JODC ベースで短期専門家が派遣され、問題の洗い出しが行われた。JICA も SICGC 副総裁ほかに対して本邦研修を実施している⁴⁹。今後の対応としては、把握された問題をベースに、長期専門家派遣による SICGC への体制整備支援が重要であると考えられる⁵⁰。タイ国の場合、信用保証に信用保険が掛けられておらず、制度的な問題を抱えている⁵¹。

(2) 企業セクター

企業セクターについては、情報開示制度の改善が重要であり、そのために必要な要件は以下の3つである。

会社の財務諸表作成能力の向上

会社が作成した財務諸表をチェックする監査制度の運用面での改善

財務諸表等の財務諸表を利用できる能力の向上

については、水谷提言により中小企業診断士制度の導入が進められているが、及びについては、特段の改善策は打たれておらず、以下の協力が必要と考える。

(i) 中小企業向け会計基準導入の検討

日本の会計制度は、国際会計基準におおむね準拠した「証券取引法」による会計規則と国際基準より簡略的な「商法」による会計規則の二本立てとなっており、これは先進各国が一本立ての会計基準であることと一線を画している。米国では、米国会計基準の一本立てであるが、実際の運用では小規模零細企業は米国会計基準に準拠せずに現金基準又は税法基準にて財務諸表を作成する例が多い。日本は、「証券取引法」が適用される上場

⁴⁸ 松尾[2001, p12]から引用。

⁴⁹ 原[2002]から引用。

⁵⁰ 原[2001]から引用。

⁵¹ 日本では、信用保証協会が信用保証を行い、この保証を中小企業総合事業団の信用保証に掛ける仕組みができしており、中小企業金融の円滑化に効果的な制度となっている。

企業にのみグローバル・スタンダードの会計基準の適用を求め、それ以外の企業にはローカル・スタンダードたる「商法」による会計規則の適用を求めている。

タイ国は、「タイ国会計基準」の一本立ての会計基準をもっているが、国際資本調達とは無縁な中小零細企業は「タイ国会計基準」に準拠する意思もなければ能力もない。そのため、タイ国公認会計士協会は、タイ国の中小零細企業が受入可能な簡易な会計制度をローカル・スタンダードとして制定する作業を進めているところである。それを支援できるのはダブル・スタンダードをもつ唯一の先進国日本であり、それゆえ、タイ国側は日本に協力を求めている。

(ii) 英文会計検定試験制度の導入

一般的にタイ国の経理担当者の実務能力の水準は高くないといわれている。特に十分な英文会計能力をもつ人材が不足しており、日系企業を含む外資誘致のネックにもなっている。

東京商工会議所は、英文会計の知識は国際ビジネスに欠かせない能力であるとの認識から、2001年7月に第1回BATIC(Bookkeeping & Accounting Test for International Communication)を実施している。当該検定試験制度は、タイ国においても英文会計能力のある人材の育成及び英文会計能力の客観的尺度として有効な手段と考えられ、同様の制度の導入が必要と考える。

試験システムの導入は、建物等の施設を必要とせず、投入する費用に対して大きな効果が期待され得る。試験システムは、日本のお家芸ともいえる。タイ国と同様に英語を第二言語とする日本による英文会計制度の導入は、タイ国にとっても受け入れやすく、また活用しやすいものとする。また、タイ国でのパイロットテスト的導入が成功裏に運んだ場合、他の国々への導入にも道が開け、ひいては日本発のグローバル・スタンダードの試験システムへと発展し得るものである。

(iii) 公認会計士監査制度運用の指導

監査制度そのものは英国の制度を取り入れており、情報公開制度としては日本より進んだ制度であるといえる。ただし、運用面に大きな問題があり、一般企業及び金融機関に対する監査は信頼にたるものとはいえない状況にある。タイ国側から日本に対して公認会計士の要請について支援の求めがあるところ、以下の点で有効な協力がなされ得るものとする。

- ・ 公認会計士の育成
- ・ 継続研修制度
- ・ ピアレビュー制度(会計事務所相互間の業務品質チェック体制)

元来、会計監査は、英米で発生し発展してきた歴史を有し、英米の文化的価値観の影

響を強く受けている。会計学者エディーによると、国別の会計的価値観は、法規制主義対専門職主義及び画一主義対柔軟主義の2軸で分類できるという。実証研究の結果、英米は専門職主義、柔軟主義の傾向が強く、一方、日本や東南アジア諸国は法規制主義、画一主義の傾向が強かった⁵²。日本は、英米と異なる会計的価値観をもちながら、戦後、会計監査制度を根付かせてきた歴史をもっている。日本公認会計士協会は、2002年度より協会員に対し継続研修制度の義務化をスタートさせ、また、ピアレビュー制度の導入にも積極的に取り組んでいる。タイ国と類似した会計的価値観をもつ日本による支援は、タイ国にとって有意義な支援になるものと考えられる。

(iv) 企業財務情報のデータベース化支援

商業登録局に登録された監査済財務諸表を有効に活用できるようにするため、企業財務諸表のデータベース化が必要である。データベース化は、日本の技術が生かせる領域である。

⁵² 平松[1997, p61]、原資料は Ian A. Eddie [1990, pp22-30] "Asia Pacific Cultural Values and Accounting Systems" Asia Pacific International Management Forum, 16, No.3

6. 財政金融分野の協力プログラムの概要

4章及び5章で示した協力の方向性を踏まえ、今後の財政金融分野における協力プログラム案を以下のとおり策定した。表6-1、6-2は、平成13年度国別事業実施計画のローリングプランから引用した内容に本調査の結果に基づき検討した協力案件(下線部分)を追加したものである。

表6-1 地方農村開発

開発課題	JICA 協力プログラム名	JICA 協力スキーム	実施年度	JICA 以外の我が国の協力等	備考
小規模農民の農業経営能力強化	小規模農民の農業生産効率/効果の改善プログラム	個別専門家「農業協同組合の財務会計システム開発」(2000-2002) 個別専門家「農業金融」(1999-2001) 個別専門家「国民銀行」	2003	円借款「農業セクター・ローン」 円借款「BAAC向けツーステップ・ローン」	

表6-2 経済基盤整備

開発課題	JICA 協力プログラム名	JICA 協力スキーム	JICA 以外の我が国の協力等	備考
中小企業の生産能力/技術の向上	SME 支援プログラム	個別専門家「クレジットリスク分析」(1998-2000) 個別専門家「小規模企業金融」(1997-2001) 個別専門家「中小企業金融」(1999-2000) 個別専門家「中小企業診断制度構築」(1999-2002) <u>SMEDB 支援</u> 個別専門家「中小企業金融」 個別専門家「ベンチャーキャピタル」 個別専門家「総合リスク管理」 個別専門家「預金機能強化」 <u>SICGC 支援</u> 個別専門家「信用保証保険制度」	円借款「IFCT向け環境保護ツーステップ・ローン」 円借款「IFCT向け工業部門強化ツーステップ・ローン」 アンタイド・ローン「IFCT向け製造業支援アンタイド・ツーステップ・ローン」 JBIC「中小・中堅企業再建・育成ファンド事業」 JODC「タイ国地方商業会議所機能強化」 JODC「SICGCの問題把握」 JODC「企業診断制度の導入」	SMEDB 支援については表下(注)参照
マクロ経済政策策定支援 金融システムの改善 財政システムの改善	財政/金融/投資制度拡充プログラム	個別専門家「長期経済開発計画」(1998-2001) 専門家チーム「マクロ経済データ整備」(2001-2002) 個別専門家「マクロ経済モデル改善」(2000) 現地国内研修「政府決済管理及び銀行システム」(2001) 個別専門家「円借款援助調整」(2000-2001) 長期専門家「財務省アドバイザー(仮)」(2002-2003) 国別特設「公害対策融資」(2000-2002) <u>借り手支援</u> 個別専門家「中小企業向会計基準導入」 個別専門家「英文会計検定試験の導入」 個別専門家「会計監査制度の運用指導」 個別専門家「企業財務諸表データベース化構築」 現地国内研修「政府機関会計監査技術向上」(2000-2001) 個別専門家「公的債務管理」(2000) 個別専門家「公共事業予算」(2000) 個別専門家「国債管理政策」(2000) 個別専門家「税制改革」(2000) 個別専門家「財政に係る人的資源開発(企業内移転価格管理手法の移転)」(2001) カウンターパート研修「年金制度」(2000) 個別専門家「税務職員徴税教育」 個別専門家「社会保険制度」 個別専門家「公会計制度への企業会計的手法の導入」 カウンターパート研修「酒税行政」(2002)		

(注) SMEDBへの支援方法

設立予定のSMEDBは、中小企業振興及び同開発を金融面から支える業務を行うものとし、具体的には預金業務、貸出業務、出資(ベンチャーキャピタル)業務及びアドバイザーサービスを行う予定である。SMEDBの業務は、広範囲に及ぶため、支援する側としては、チームを編成し相乗効果を高めるかたちで技術協力を行っていくことが必要と考える。

チーム編成の試案は以下のとおり。

専門領域	内 容	想定される専門家
中小企業金融	中小企業金融全般に係る組織・運用体制の助言、総合調整及び各業務の改善状況のモニタリングでの支援	中小企業金融公庫 国民生活金融公庫
預金機能強化	預金機能強化に係る組織・運用体制の助言、職員研修、金融商品の開発に係る支援	民間銀行(都銀、地銀、信用金庫、信用組合)
ベンチャーキャピタル	ベンチャーキャピタル業務に係る組織・運用体制の助言、職員研修、マニュアルの作成・改訂に係る支援	東京中小企業投資育成(株)、日本アジア投資、JAFCO
総合リスク管理	信用リスク、市場リスク管理等に係る組織・運用体制の助言、職員研修、マニュアル作成・改訂に係る支援	民間銀行(都銀)

各専門領域を担当する4名の専門家(「中小企業金融」専門家をリーダーとする)でチームを組み、2003年に1か月現地調査を実施し、SMEDBの問題点の洗い出し及び改善のためのマスタープランの作成を行う。「中小企業金融」専門家は、その後引き続きSMEDBにとどまり、中小企業金融全般に係るアドバイザーとして適切な助言を行うとともに、短期で来る他の専門家(「預金機能強化」、「ベンチャーキャピタル」、「総合リスク管理」)への支援及び他の専門家の実施した支援策のモニタリングを行う。他の専門家は、日本でマスタープランに基づき、各専門領域の改善に係るアクションプランを作成する。その後、タイ国に半年滞在し、アクションプランの実施に従事する。

参考文献・資料

1

- ・ 経済産業省[2001]『経済協力の現状と問題点』経済産業調査会
- ・ 世界経済情報サービス[2000]『タイ ARC レポート 2000』ワイス The Economist Intelligence Unit
- ・ [2001] "Country Report Thailand"
- ・ Bank of Thailand Home Page [2002] "Data Bank" <http://www.bot.or.th>
- ・ アジア経済研究所ホームページ[2002]『タイ予測結果』<http://www.ide.go.jp>

2

- ・ 大蔵省財政金融研究所[1998]『ASEAN4 の金融と財政の歩み』大蔵省印刷局
- ・ 監査法人トーマツ[2000]『タイの税制と投資』監査法人トーマツ
- ・ 日下部元雄、堀本善雄[1999]『アジアの金融危機は終わったか』日本評論社
- ・ 経済企画庁調査局[2000]『アジア経済 2000』大蔵省出版局
- ・ 国際協力事業団[2002]『タイ国経済ソフトインフラベースライン調査報告』国際協力事業団
- ・ 中小企業庁[2001]『中小企業白書 2001 年版』中小企業庁
- ・ 富士通総研[2001]『東アジアの安定と持続的成長のための域内協力』
- ・ 松尾基邦[2001]『小規模企業金融業務報告書(第 2 号)』
- ・ The Economist Intelligence Unit [2000] "Country Profile 2000 Thailand"
- ・ Ministry of Finance and Office of the National Economic and Social Development Board [2001]
"Strategy Plan Framework Toward Quality and Sustainability of Thailand Economic Development"
- ・ World Bank [2000] "Thailand Public Finance in Transition"
- ・ JRI [2002]『ASIA MONTHLY 2002 年 3 月 1 日』JAPAN RESEARCH INSTITUTE
- ・ 財務省ホームページ[2001]『わが国税制・財政の現状全般に関する資料を見る』
<http://www.mof.go.jp>

3

- ・ 外務省[2001]『ODA 白書』外務省
- ・ 経済産業省[2001]『経済協力の現状と問題点』経済産業調査会
- ・ 国際協力銀行[2001a]『年次報告書 2001』国際協力銀行
- ・ 国際協力銀行[2001b]『円借款活動レポート 2001』国際協力銀行
- ・ 国際協力銀行ホームページ[2001]『プレスリリース』<http://www.jbic.go.jp>

- ・世界銀行[2001 』『世界銀行年次報告 2001』世界銀行
- ・日本銀行[2002 』『日本銀行における海外技術支援の実施状況』日本銀行
- ・原啓[2001 』『円借款援助調整業務実施計画書(再延長分)』
- ・アジア開発銀行(ADB)ホームページ [2001 』"Thailand" <http://www.adb.org>
- ・オーストラリア援助方(AusAID)ホームページ [2001 』"Thailand" <http://www.ausaid.gov.au>
- ・海外貿易開発協会ホームページ[2001 』『12年度事業報告書』、『13年度事業計画書』
<http://www.jodc.or.jp>
- ・国際金融公社(IFC)ホームページ [2001 』"IFC and Thailand" <http://www.ifc.org>
- ・国際通貨基金(IMF)ホームページ [2001 』"IMF Concludes 2001 Article IV Consultation and Post-Program Monitoring Discussion with Thailand" <http://www.imf.org>
- ・世界銀行(World Bank)ホームページ [2001 』"Thailand" <http://lnweb18.worldbank.org>
- ・ドイツ技術協力公社(GTZ)ホームページ [2000 』"Thailand" <http://www.gtz.de>
- ・日本銀行ホームページ[2002 』『海外技術支援』<http://www.boj.or.jp>

4

- ・国際協力事業団[2001 』『平成 13 年度 JICA 国別事業実施計画タイ』国際協力事業団
- ・日本経済新聞社[2002 』『日本経済新聞 2 月 20 日版』日本経済新聞社
- ・原啓[2002 』『総合報告書』国際協力事業団

5

- ・国際協力事業団[2001 』『平成 13 年度 JICA 国別事業実施計画タイ』国際協力事業団
- ・日本経済新聞社[2002 』『日本経済新聞 2 月 20 日版』日本経済新聞社
- ・原啓[2001 』『円借款援助調整業務実施計画書(再延長分)』国際協力事業団
- ・原啓[2002 』『総合報告書』国際協力事業団
- ・平松一夫他[1997 』『インドネシアの会計』中央経済社
- ・松尾基邦[2001 』『小規模企業金融業務報告書(第 2 号)』国際協力事業団

6

- ・国際協力事業団[2001 』『平成 13 年度 JICA 国別事業実施計画タイ』国際協力事業団